

調査業務発注先及び発注件数の決定方法 並びに請負金額の決め方について

平成29年5月
特許庁審査第一部調整課審査推進室

1. はじめに

登録調査機関が行う先行技術文献調査は、審査官が効率的に特許審査を進めていく上で大変重要なものです。また、登録調査機関が請け負った調査業務については、特許庁からの発注に対し、必ず遅滞なく納入することが、特許庁が迅速な審査を滞りなく進める上で不可欠です。

したがって、特許庁が調査業務を発注する際には、品質の高い調査業務を行うことができる能力及び、特許庁からの発注に対する過去の納入実績を重視し、さらに、調査業務のより一層の効率化を図るために請負価格要素も考慮した上で、調査業務の発注先及び発注件数を決定します。

2. 発注先等の決定方法の概要

発注先となる登録調査機関には、より品質の高い調査業務を行うことができ、かつ、発注に対して遅滞なく調査業務結果を納入できること、秘密情報を扱うための適格なセキュリティを保持していることに加え、継続的に業務を遂行できる財務的な安定性を備えていることや、特許庁からの連絡に対して迅速に対応する体制及び調査業務実施者を適切に指導する体制（以下、両者を「指導連絡体制」という）を備えていること等が求められます。

このため、調査業務を実施する登録調査機関は、調査業務の品質評価結果（審査官が各登録調査機関の調査業務の品質を評価した各区分における品質評価結果）が一定水準を超えていることに加え、適格なセキュリティを保持していること、財務状況に安定性を有していること、及び適格な指導連絡体制を保持していることが必須要件となります。各区分に新たに参入を希望する登録調査機関は、品質評価結果を得るために、事前に一定量の調査業務（以下「事前調査」という）を行い、その結果を審査官が評価することとします。事前調査を行わず、品質評価結果が得られない場合、新規参入は認められません。

同一区分で複数の登録調査機関から応募があった場合、上記に加え、各登録調査機関の当該区分における過去の納入実績、並びに、請負価格要素としての、応募時に提示された当該区分における単価等に基づいて、登録調査機関の順位付けを行い、順位の高い登録調査機関から、受注希望換算件数（内国対話型換算）に応じて発注件数の割当てを行います。なお、補充換算件数が設定された区分においては、公募の結果、発注先が1区分1者のみとなった場合などは、補充換算件数が2者目に配分されます。

発注件数のうち、外国特許文献検索及び商用検索ツールを用いた検索（以下「商用ツール検索」という）を実施する件数は、区分ごとに所定の割合で割り当てられますが、当該所定の割合は、平成29年度予算、審査請求件数、応募状況に応じて変動します。

第1次募集の結果、件数に余剰がある区分について第2次募集を行うことがあります。第2次募集については、第1次募集において同区分に応募した登録調査機関のみ応募可能です。

3. 選定会議について

発注先の登録調査機関の選定及び発注件数の割り当てを、適正かつ公正に行うため、特許庁外の弁護士、弁理士等の有識者の会議員からなる調査業務外注先選定会議を開催し、各登録調査機関の応募区分ごとの調査業務の品質、過去の納入実績、指導連絡体制、単価、さらに各登録調査機関のセキュリティの保持状況、財務状況の安定性等を評価していただきます。

- 財務状況については、特許庁が委託した監査法人が調査を行います。
- セキュリティの保持については、別紙4「登録調査機関のセキュリティに関するガイドライン」をご参照ください。

4. 請負金額の決め方について

請負金額は、登録調査機関ごとに見積書を提出していただき、特許庁が作成した予定価格の範囲内で決定されます。

登録調査機関のセキュリティに関するガイドライン

1. セキュリティ基準の策定

セキュリティに関する基本方針が策定されると共に、セキュリティの対象物が明確に規定されていること

(適切な例)

- ・セキュリティの対象物として、少なくとも出願書類等(出願書類、調査業務の納品物(検索報告書(作成途中のものも含む)、引用文献等、及び、業務上入手した文献資料))や業務上知り得た情報等が該当すること、及びそれらの保護方針が明確に記載されている。
- ・情報の漏洩に該当する状態(書類の持ち出し、FAX、電子メール等)を明確に記載している。

2. 雇用条件への秘密保持義務に関する強化

従業員と守秘に関する何らかの秘密保持契約を結んでいること

(適切な例)

- ・雇用条件の一部として、従業員に対し秘密保持契約書、誓約書等に署名(捺印)を求める等の措置がとられている。
- ・秘密保持の対象者に契約社員、アルバイト、パートタイム等も含めている。
- ・特例法上、調査業務実施者には秘密保持義務が課され、刑法上の罰則があることを、雇用契約時に重要事項として伝達している。
- ・退職後についても秘密保持規定が有効なものである。
- ・業務に関する書類や業務上知り得た知見・情報等を、従業員以外の者に開示・漏洩する行為に関する制限について記載されている。
- ・業務に関する書類や業務上知り得た情報等の開示・漏洩に対する罰則、損害賠償についても記載されている(就業規則での規定も可)。

3. 執務室の区別の明確化

庁発注業務と他の業務を行う場所とが明確に区別されていること

(適切な例)

- ・庁発注業務を行う執務室と他の業務を行う執務室とが明確に区別されている。
- ・庁発注業務用端末が他の業務を行う端末と区別された区画に配置されている。
- ・調査業務実施者が庁発注業務を行う区画内で庁発注業務又は特許庁から許可を得た業務以外の業務を行っていない。
- ・外来者との面会(打ち合わせ)場所は庁発注業務を行う場所と隔離されている。
- ・会議、打ち合わせ等の会話が執務室外に漏れ聞こえることがない。

4. 入退室管理の徹底

調査業務実施者等の入退室の管理が何らかの方法で適切に行われていること

(適切な例)

- ・執務室内に外来者や業者等が通常立ち入らない。

- ・入退室時にIDカードの利用、又は暗証番号の入力等の管理が行われている。
- ・外来者に対しては、身分或いは用務を確認のうえ解錠を行う等の入退室管理が行われている。
- ・建物の出入口に警備員の配置や監視カメラを設置する等セキュリティ対策を講じている。
- ・深夜や休日には別段の入退室管理が行われている。

(望ましい例)

- ・同一ビル、又は同一フロアに他の会社等が入居していない。

5. 情報システムに関する対策の徹底

調査業務実施者以外の者が検索用端末を操作しないこと(庁発注業務上必要な場合は除く)、また端末に対するコンピュータウイルス及び外部からのアクセスに関する対策が適切になされていること

(適切な例)

- ・全従業員に対して、検索端末の利用が以下に限られていることを周知徹底している。
 - 1) 調査業務実施者が、庁発注業務を行う場合。
 - 2) 調査業務実施者が、調査業務能力の向上のための研修を行う場合。
 - 3) 調査業務実施者育成研修受講中の従業員が、研修を行う場合。
 - 4) 調査業務外注事業公募への応募にあたり、事前調査を行う場合。
 - 5) 登録調査機関の従業員が、調査業務実施者の命により、庁発注業務を行う際の下準備(注)を行う場合。

(注) 庁発注業務用端末の電源ON/OFF、調査業務対象出願明細書中に先行技術として記載された文献のプリントアウト、といった調査業務実施者としての能力・判断を要しないもの。

- ・ICカード、パスワードが適切に管理されている。
- ・ウイルス対策ソフトが導入されている。またその更新周期等を明確に規定している。
- ・検索用端末を他のネットワークへ接続していない。

6. 書類の管理に関する対策の徹底

出願書類等(出願書類、調査業務の納品物(検索報告書(作成途中のものも含む)、引用文献等、及び、業務上入手した文献資料))の管理(保管、廃棄等)を厳重に行っていること

- ・複製禁止、送信(FAX、電子メール、インターネット検索含む)禁止

(適切な例)

- ・出願書類等の保管には、専用の鍵付き書庫が使用されている。
- ・終業時には全ての出願書類等が専用の書庫に格納され、必ず施錠されている。
- ・特許庁への納入のため以外においては、出願書類等の持ち出しを禁止している。また、持ち出しを行う場合は、1件ごとに管理者の許可を得ている。
- ・特許庁への納入のために出願書類等を搬送する場合は、安全確実な方法で行う。調査業務実施者自身が搬送する場合の注意事項が明記されている。
- ・出願書類等を情報が漏洩しない形で廃棄するための設備が備わっている。

- ・複製についての制限や複写物の管理について記載されている。

7. セキュリティに関する体制の整備

セキュリティに関する組織体制を構築していること

(適切な例)

- ・セキュリティ管理責任者が配置されている。
- ・セキュリティ管理責任者が明示されている。
- ・責任区分によって階層化された管理組織体制となっている。

8. セキュリティに関する教育の実施

セキュリティ教育が全ての従業員に広く行われていること

(適切な例)

- ・全従業員を対象とした研修カリキュラムの中にセキュリティに関する内容が盛り込まれている。
- ・全従業員がセキュリティ基準を承知している。

9. セキュリティに関するリスク管理の実施(事故処理への対応)

災害や盗難等で業務に関する書類を紛失した場合、ウイルス感染やハッキングされた際の具体的な対応策について検討がなされていること

(適切な例)

- ・想定し得る災害等に対応した対策がマニュアルに記載されている。
- ・バックアップやリカバリに対する規定が存在する。

10. セキュリティに関する内部監査の実施

セキュリティ管理策の実行及び効果を定期的に監査していること

(適切な例)

- ・監査責任者が配置されている。
- ・定期的に監査が行われている。
- ・監査記録が保存されている。